

6 草津漁港

所在地	漁港地区の範囲		字名	備考	
	漁港区域				
	水域	陸域			
広島市西區草津港一丁目	次のア点からモ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、太田川河川水面及び八幡川河川水面		井口草津	漁港の指定(第2種) 昭和27年12月29日 農林省告示第682号	
	ア点 北緯 34度22分13秒7408 東経 132度24分36秒8859 イ点 北緯 34度21分34秒5415 東経 132度24分28秒5380 ウ点 北緯 34度21分32秒2443 東経 132度22分44秒7161 エ点 北緯 34度21分51秒7988 東経 132度22分38秒1184 オ点 北緯 34度22分32秒7737 東経 132度23分43秒2255 カ点 北緯 34度22分36秒3139 東経 132度23分52秒9370 キ点 北緯 34度22分35秒4031 東経 132度23分53秒6708 ク点 北緯 34度22分36秒4437 東経 132度23分57秒8908 ケ点 北緯 34度22分37秒3767 東経 132度24分00秒6879 コ点 北緯 34度22分37秒3809 東経 132度24分01秒4063 サ点 北緯 34度22分36秒7246 東経 132度24分04秒2785 シ点 北緯 34度22分36秒7493 東経 132度24分04秒8135 ス点 北緯 34度22分37秒2231 東経 132度24分04秒8148 セ点 北緯 34度22分37秒3132 東経 132度24分03秒5270 ソ点 北緯 34度22分37秒6025 東経 132度24分02秒9652 タ点 北緯 34度22分39秒6761 東経 132度24分02秒2801 チ点 北緯 34度22分40秒0392 東経 132度24分02秒3328 ツ点 北緯 34度22分40秒3636 東経 132度24分03秒7531 テ点 北緯 34度22分40秒2538 東経 132度24分06秒3571 ト点 北緯 34度22分39秒4417 東経 132度24分06秒3889 ナ点 北緯 34度22分39秒5734 東経 132度24分07秒2920 ニ点 北緯 34度22分41秒6558 東経 132度24分11秒7925 ヌ点 北緯 34度22分39秒8866 東経 132度24分12秒8427 ネ点 北緯 34度22分37秒7163 東経 132度24分08秒0908 ノ点 北緯 34度22分37秒0339 東経 132度24分06秒9940 ハ点 北緯 34度22分34秒4246 東経 132度24分08秒0953 ヒ点 北緯 34度22分33秒7617 東経 132度24分12秒2169 フ点 北緯 34度22分34秒3809 東経 132度24分12秒4031 ヘ点 北緯 34度22分36秒0552 東経 132度24分19秒3086 ホ点 北緯 34度22分37秒1422 東経 132度24分22秒7490 マ点 北緯 34度22分38秒9421 東経 132度24分23秒5214 ミ点 北緯 34度22分36秒0935 東経 132度24分27秒9331 ム点 北緯 34度22分35秒3426 東経 132度24分30秒5906 メ点 北緯 34度22分34秒4394 東経 132度24分37秒3110 モ点 北緯 34度22分34秒4494 東経 132度24分38秒8747			水域の欄に規定するウ点からモ点までを順次結んだ線、同欄に規定するモ点、ア点及びイ点を結んだ線並びに水際線により囲まれた地域	漁港の指定変更(第3種に変更) 昭和37年10月25日 農林省告示第1342号 漁港の指定内容変更(区域変更) 昭和46年7月15日 農林省告示第1170号 漁港の指定内容変更(区域表示変更) 平成18年3月20日 農林水産省告示第338号 漁港管理者の指定 昭和28年1月6日 農林省告示第1号

7 五日市漁港

広島市佐伯区海老園	<p>広島市佐伯区海老山町258番1に設置された五日市三等三角点から251度14分17.4。2メートルの地点をイ点とし、イ点から82度23分11.1メートルの地点(ロ点)に引いた線(イ線)、ロ点から169度9分37.6メートルの地点(ハ点)に引いた線、ハ点から170度22分7.5メートル地点(ニ点)に引いた線、ニ点から169度49分10.4メートルの地点(ホ点)に引いた線、ホ点から166度30分10.8メートルの地点(ヘ点)に引いた線、ヘ点から164度25分11.1メートルの地点(ト点)に引いた線、ト点から154度38分10.6メートルの地点(チ点)に引いた線、チ点から177度50.9メートルの地点(リ点)に引いた線、リ点から129度157メートルの地点(ヌ点)に引いた線、ヌ点から156度137メートルの地点(ル点)に引いた線、ル点から247度582メートルの地点(フ点)に引いた線、同市佐伯区築々園六丁目1059番3西端に設置された標柱(ワ点)から143度402メートルの地点(カ点)に引いた線(ロ線)、フ点からカ点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p>	<p>水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するロ線、同欄に規定するイ点から312度41分55.7メートルの地点(ヨ点)に引いた線、ヨ点から262度302メートルの地点(タ点)に引いた線、タ点から172度322メートルの地点(レ点)に引いた線、レ点から259度30分69.6。1メートルの地点(ソ点)に引いた線、同欄に規定するフ点からソ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域</p>	五日市	漁港の指定(第1種) 昭和27年6月23日 農林省告示第271号
				漁港の指定変更(第2種に変更) 昭和36年8月28日 農林省告示第908号 漁港の指定内容変更(区域変更) 昭和41年2月7日 農林省告示第130号 漁港の指定内容変更(区域変更) 昭和61年1月17日 農林水産省告示第78号 漁港の指定内容変更(区域変更) 平成9年12月18日 農林水産省告示第1811号 漁港の指定変更(第1種に変更) 平成13年3月22日 農林水産省告示第440号 漁港管理者の指定(第1種) 昭和32年4月26日 広島県告示第259号 漁港管理者の指定(第2種) 昭和37年1月12日 農林省告示第17号 漁港管理者の指定(第1種) 平成13年3月22日 農林水産省告示第441号

8 許認可・用地事務等

ア 広島港(草津漁港及び五日市漁港を含む。)の許認可等

(ア) 港湾・漁港等の許認可等件数調

種 別	令和5年度処理件数	令和6年度処理件数
港湾施設管理条例関係	5,135	5,135
臨港地区区内の構築物の規制に関する条例関係	22	22
港湾法関係	173	58
漁港管理条例関係	64	47
漁港漁場整備法関係	9	2
海岸法関係	94	38
広島☆海の管理に関する条例関係	1	1
境界確定協議・立会	12	13
行政財産使用規則関係	0	0
合 計	5,510	5,316

(イ) 港湾・海岸・漁港等関係占用使用料(一般会計)収入済額調

種 別	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)
港湾法関係	272	13,978,403	269	13,787,269
海岸法関係	216	3,087,137	217	3,064,793
広島☆海の管理に関する条例関係	0	0	0	0
漁港漁場整備法関係	14	48,740	13	46,980
漁港管理条例関係	55	17,213,118	65	18,143,490
行政財産の使用料に関する条例関係	0	0	0	0
合 計	557	34,327,398	564	35,042,532

(ウ) 港湾施設の使用料(特別会計)収入済額調

(単位:円)

年度	令和5年度	令和6年度
上 屋	218,574,436	218,574,436
係 船 料	73,883,933	73,883,933
船 船 給 水 料	9,547,306	9,547,306
荷 さ ば き 地 ・ 野 積 場	574,694,297	574,694,297
港 湾 施 設 用 地 (目 的 外)	478,143,697	478,143,697
廿 日 市 ポ ー ト パ ー ク 等	0	0
廿 日 市 暫 定 棧 橋 等	0	0
雑 入	27,513,080	27,513,080
建 物 貸 付 料	7,949,278	7,949,278
土 地 貸 付 料	0	0
合 計	1,390,306,027	1,390,306,027